

## 計画本体に係る意見

### 1. 総括的意見

現在提案されている議論を元に事務局案の加筆・修正をしてほしい

### 2. 計画策定方法について

#### (1) WGの進め方について

○ 海域WGの議論や作業は遅れており、限られた時間内での確に前進するためには、議事進行に関して座長と事務局で十分事前打ち合わせを行ってほしい

○ オブザーバーを含めWGのメンバーがひとつの輪の中で忌憚なく意見交換できるように、会場設定をお願いしたい

○ 前回の議事録作成で科学委員のメンバーが確認作業をしておりましたが、議事録作成は体制が強化されたはずなので事務局が責任を持って行ってほしい

#### (2) 管理計画の位置付けについて

○ 候補地管理計画の策定起源はいつなのか。また、改訂について科学委員会で十分議論されていないのではないか

○ 今回配信された資料の「……デザイン」は候補地管理計画に沿って作成したものと理解され、本体の候補地管理計画も候補地を取って改訂されると考えられているが、各WGで検討している個別の管理計画作成後に改訂するのか

○ その場合、本体に個別の管理計画を差し込むことになるのか、本体には要点記載で、別記もしくは別冊のような形になるのか、イメージを持たせてほしい

○ 海域WGで検討する海域管理計画の構成は、今回の事務局案のように候補地管理計画に準拠しなければならないのか、どの程度縛りがかかるのか

→「候補地管理計画」を改訂するかどうか（少なくとも「候補地」の削除、区域図の修正等を行うべきと思いますが）、改訂する場合その具体的な作業プロセス・スケジュールをどうするか、どのような構成・内容にするか等、今後検討すべき課題は山積しているものと認識（環境省釧路事務所）。

→まだ（改訂）管理計画の策定スケジュールや構成等について事務局でしっかりと議論できていないが、「管理計画本体」には要点を記載するか、「海域管理計画（\*年\*月\*日策定……）」に基づいて云々……とでも記載し、海域管理計画そのものは別冊もしくは添付資料とするという感じかと考えている（環境省釧路事務所吉中次長）。

#### (3) 海域管理計画の位置付けについて

○ 「知床世界自然遺産候補地管理計画」の下位計画と理解して良いか

→「知床世界自然遺産候補地管理計画（以下「管理計画」と言う。）」は、知床を世界遺産候補地として推薦するに当たって策定したものであり、世界遺産登録を受けて所要の見直し・改訂を行う必要があるものと認識している。「各種計画」を「（改訂）管理計画」の中にどのように位置づけていくかは、「管理計画」の見直し・改訂作業と並行して議論していくべき事項であるが、「（改訂）管理計画」においても、「各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする」という目的に沿って、「各種計画」について記述することが適当と思料（環境省釧路事務所）。

→ 海域管理計画の構成は、「管理計画本体」に必ずしも準拠する必要はないと考えています。基本的には、IUCNへの政府回答書簡作成の際に御議論いただいた成果・構成等に沿ってまとめていくのが適切かと考えています（環境省釧路事務所）。

○ 「管理計画本体」が登録後の「地域管理計画本体」を意味するならば、当然準拠すべき。それは、皆さんの指摘どおり、「候補地管理計画」だけに準拠するのではなく、IUCN意見書、IUCN評価書、ユネスコ総会決議とIUCNに対する政府・科学委員会回答、さらに科学委員会での議論などに基づき、それは登録後の「地域管理計画本体」でも同様で、本体と海域計画の整合性は必要

→ 「必ずしも準拠する必要がない」としたのは、委員からの御質問「海域WGで検討する海域管理計画の構成は、今回事務局案のように候補地管理計画に準拠しなければならないのか」という問いに対してのもの。「IUCN意見書、IUCN評価書、ユネスコ総会決議とIUCNに対する政府・科学委員会回答、さらに科学委員会での議論などに基づくもの」という御指摘通りだと思料（環境省釧路事務所）。

#### (4) 海域管理計画の構成について

##### (海洋生態系について)

○ 自然遺産の管理計画であり、基本的には多様な生態系、陸域に連続する生態系、これらの生態系を支えるアイスアルジー起点とする豊かな海洋環境を如何に保全するかを順序だてて記載すべき

○ 生態ピラミッド（いろいろな表現法がある）をイメージしながら、漁業生産をこの生態ピラミッドの頂点に位置付ける（海ワシ類や海棲哺乳類とともに）ことができるのではないか

○ そのことによって、漁業が多様な生態系に支えられるものであり、水産資源の管理は生態系保全のために重要な位置を占めていることを示すことになるのではないか

○ 候補地管理計画や今回の「……デザイン」に欠如しているものとして、アイスアルジーを出発点とする知床海域の基礎生産から二次生産に関するものの記述のないことがあげられる。過去にも多少議論され、モニタリング項目にもあげられた経過があるので、今後の議論ということなのかかもしれないが

○ 海洋環境については、保全管理の対象としてあげる困難性があるので、管理対策としては海洋汚染対策やマリンデブリ防除の表現などになるのかかもしれない。少なくとも、知床の海の特徴が持続しているのかはモニタリングし、何らかの指標を見出して点検していく必要がある

##### (計画の分冊について)

○ 基本計画（マスタープラン）と実行計画（アクションプログラム）に分けて作成し、基本計画のみを「海域管理計画」としたほうが良い

○ 詳細な管理内容まで包含した管理計画とするのか否かをまず検討する必要がある

○ 別紙、別冊の形で既存の漁業関連ルールや資源管理の取り組みを整理し、海域管理計画の付属書的な扱いにするがよいかもしれない

→ 委員から提案のあった「基本計画」と「実行計画」に分けて作成するという案や、委員からの「別紙、別冊の形で既存の漁業関連ルールや資源管理の取り組みを整理し、海域管理計画の付属書的な扱いにする」という案も含めて御議論いただいてもいいのでは（環境省釧路事務所）。

#### (5) 海域管理計画の作成主体について

○ 計画の作成主体は環境省、水産庁、北海道か

○ 海域管理計画は既存の漁業関連ルールを基調にすることになっている。既存の漁業関連ルールとは、漁業法や水産資源保護法、北海道漁業調整規則あるいは共同漁業権行使規則、そして漁業団体の自主的な取り組みがあげられる。もし、これらを海域管理計画の生態系の保全や水産資源の管理に明記するなら、管理主体の枠組みに水産庁や道の水産林務部が明記されなければならないのではないか

→ 環境省及び北海道が策定主体となるのが適当と思料。水産庁については、スケトウダラ・サケ・トド等の管理や各種調査等を所管していることから、策定主体となることについて、今後「海域管理計画」の構成・内容の議論と並行して調整していくこととしたい（環境省釧路事務所）。

→ 「北海道」の中には、当然のことながら水産林務部が含まれているものと理解している（環境省釧路事務所）。

○ どのような形で取り扱うかは今後議論するものとして、海域管理計画に取り込む内容は、あくまでも、生態系保全の観点で科学的、客観的に有効と判断されるものに絞るべき。遺産管理のメニューとして明記することについて、管理主体に入らない組織の所管のものは、その組織と十分合意する必要がある

#### (6) 海域管理計画の推進管理について

○ 計画の推進管理は作成主体それぞれが行うのか

→ 「海域管理計画」記載各事項を所管する各主体が、「海域管理計画」及び「管理計画」の趣旨、方針を踏まえ実施してくものと理解（環境省釧路事務所）。

○ 「地域連絡会議」や「科学委員会」が推進管理の調整や評価の場合

→ 「管理計画」において、「環境省、林野庁、文化庁及び北海道が、地元斜里町及び羅臼町、その他の関係行政機関、関係団体との密接な連携・協力のもとに一体となった管理を行う」とこととされており、関係行政機関、関係団体との効果的な連携・協力を図るため、関係行政機関及び関係団体間の連絡調整の場として、「知床世界遺産地域連絡会議」を設置・運営しているところ。

また「管理計画」において、「候補地の適正な保全・管理、調査研究・モニタリング・評価とその結果に基づく順応的な保全・管理を進めるため、専門家による委員会を設置して、科学的な立場からの助言を得ていく」とされており、これに基づき「知床世界自然遺産地域科学委員会」が設置・運営されているところ。

「海域管理計画」についても順応的な管理を行っていくためにも、策定後、各種事業の実施状況のモニタリング、評価を行い、所要の見直しを行っていく必要があると考えており、「海域管理計画」の中に「今後の評価、モニタリング方針・計画」についても記載するのが適当と思料。

具体的には、各主体が各実施事業についてモニタリング・評価を行うとともに、知床自然遺産地域科学委員会を中心に科学的な観点から評価を行ってもらい、必要に応じ各行政機関に助言をいただくとともに、「知床世界遺産地域連絡会議」でも連絡・調整を行うのが適当と思料（環境省釧路事務所）。

## (7) 漁業の自主管理措置の位置づけについて

○ 「掲載に当たって漁業者の自主管理措置の取り扱いについて検討が必要～」と記載した意図は、基本方針において「漁業者や漁業団体が実施している自主管理措置といった漁業関係ルールを基調とする」としていることから、水産資源の保護・管理の取組については自主管理措置がある程度中心的なものとならざるを得ないと考え、一方で、「計画に明文化ことによって縛られるのではないか」との漁業者側の不安も推測されることから、掲載手法について、皆様のご意見をいただきたく提起したところ（道水産林務部）。

→ 自主管理の実態について急いでまとめる必要がある。強化・緩和のケース等も記述する必要がある

→ 海域管理計画の自主管理の部分は漁業者に自主的に決めた旨を明記して文責に加わってもらうか、自主管理措置の内容を明文化した文書を別に作り、それを海域管理計画で引用するかのどちらかでは

→ 漁業者の自主管理措置が計画に位置付けられた場合、自主管理の枠組みを越えて公的管理になるかどうかについては、社会学者から問題ないとの解釈がなされている

→ 自主管理措置の内容を明文化した文書を別に作り、それを計画で引用するのが合理的と、社会学者から解釈されている

→ 漁業関係団体との合意形成は重要。委員が指摘しているように、計画の策定者に漁業団体が入れば良いのですが、これまでの経過から、困難と史料

→ 漁業団体の自主的取り組みの中で、生態系保全、資源管理にふさわしいものをWGでリストアップし、記載方法も提示しながら合意を得ることになるのでは

→ 現行の規制や自主管理の内容はいつ変更されるか分からないので、基本計画と実行計画を分けて作成した方がよいのでは。自主管理だけでなくモニタリングなどについても世界遺産地域の管理を出発点としないものもあり、基本計画の外においた方がよいのではないか

#### (8) モニタリングについて

- モニタリングについては、知床の現状の生態系をおさらいし（関連図の議論で一定程度なされるとおもいます）、生態ピラミッドや生息域などに基づいて指標になる種や個体群を整理することで、モニタリング項目を選定することでは
- 既存の調査がリストアップされていますが、これはあくまでモニタリング項目を選定し、既存のもので内容的に使えるものを検討するための基礎資料ではないのでは
- 従って、実施主体、経費負担やデータの帰属などの情報が必要で、海域管理計画のモニタリングとして明記しても良いのか、実施主体やデータの帰属先の合意を得る必要がある。これも漁業関連ルールを取り扱い同様、どのように示すか検討が必要
- 次年度の予算も必要になるので、海域管理計画に既存の調査をどの程度位置付けられるのかを整理し、当面必要な新たなモニタリング項目のリストアップが急がれる
- 既存の調査の取り扱いに関しては、実施主体（データを保有）の合意を得る必要があり、WGの議論を通して合意の可能性を見据えるためにも、漁業関係者や現在、管理主体に入っていない行政分野のスタッフのオブザーバー参加があるものでは
- オブザーバーの方々に負担になるような議論は避けるべきで、あくまでも現場の実態を踏まえた参考意見をいただき、関係機関との合意形成は管理主体の環境省や環境生活部が担うものでは

#### (9) サケ科魚類管理計画との関係

- 以前から提起している問題として、遺産委員会決議文にあげられているサケ科魚類管理計画の策定がある。ダム問題の指摘に始まってはいるが、現段階ではダム問題同様、サケ科魚類管理計画策定のための議論も求められているものと理解している
- 候補地管理計画に準拠あるいは河川WGの立ち上げの経過や決議文にあるように、ダム問題が不可分の関係にあることから、海域と陸域の生態系の連続性をキーワードに現在の河川WGで議論すべき。従って、先生はそのWGに欠かせない専門家
- 海域WGにおいては、季節的なバイオマスの大きさから見てサケとカラフトマスが生態系の多様性や豊かさを示す主要種として位置付け、生態系やこれらの個体群保全のためには資源管理（すべてにはならないだろうがこれまでの増殖事業の継続が前提になる）や定置漁業の海棲哺乳類混獲対策などの議論が必要